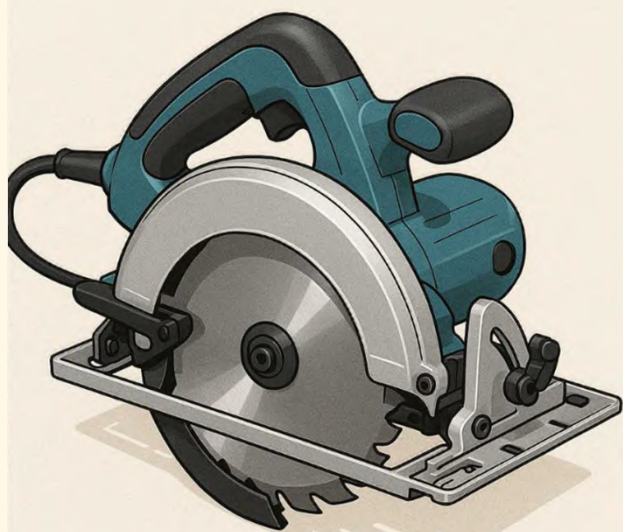


令和9年4月から、 労働者と同一の場所で作業を行う場合、 安全装置を具備しない機械 等の使用は禁止です。

（構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用禁止等）



例えば、
携帯用丸のこ盤については、
歯の接触予防装置の覆いは、
歯の切断に必要な部分以外の
部分を覆うことのできる構造の
ものでなければならないと
定められています。

（違反した場合、労働安全衛生法に基づく罰則が適用される場合があります。）

労働安全衛生法では、事業者には以下のような措置が義務付けられていますが、
個人事業者等（注）（労働者と同一の場所で作業を行う場合に限り）に対しても、
同様の措置が義務付けられます。（注）個人事業者のほか中小事業者の代表者又は役員

ポイント

☐ 構造規格又は安全装置を具備しない機械等の使用の禁止 （労働安全衛生法第42条）

個人事業者等が自ら機械等を持ち込む場合や他の事業者から一時的に貸与を受けて機械等を使用する場合に、その機械等が構造規格や安全装置を具備していることを自ら確認して使用しましょう。

対象機械：（労働安全衛生法施行令第13条第3項）

- ・木材加工用丸のこ盤の刃の接触予防装置
- ・手押しかんな盤及びその刃の接触予防装置
- ・交流アーク溶接機用自動電撃防止装置
- ・研削盤 など

☐ 特定の機械等に対する定期自主検査の実施 （労働安全衛生法第45条）

対象機械：クレーン、トラクターショベルなど（労働安全衛生法施行令第15条）

☐ 危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講 （労働安全衛生法第59条及び第60条）

対象業務：フォークリフトの運転業務など（労働安全衛生規則第36条）

労働災害防止のための基本ルールを守り、「安全衛生行動」を確実に実行しましょう。

UNDER 2000
MIE

あせるな

いそぐな

おこたるな

三重労働局・各労働基準監督署

詳細はこちら

